

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇福島県議会定例会を招集する件 〇大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 〇県営土地改良事業計画を変更した件	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 〇産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件二件	〇平成十九年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 〇随意契約の相手方を決定した件	〇	〇
公告	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	〇	〇	〇	〇

告 示

福島県告示第八十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十年二月十九日福島市に招集する。
 平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平
 (財務領域総務予算グループ)

福島県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月五日から同年三月五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び国見町産業振

興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年二月五日

- 福島県知事 佐藤 雄平
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ国見店 国見町大字藤田字中沢四一番地ほか
 - 法第八条第一項の規定により国見町から聴取した意見の概要
意見なし。
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、南棚塩地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間
平成二十年二月六日から
月二十五日まで (二十日間)
- 縦覧の場所
双葉郡浪江町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 施行者の名称
郡山市
- 都市計画事業の種類及び名称
県中都市計画道路事業 三・四・百十一号 東部幹線
- 事業認可の年月日
平成十四年一月十一日
- 事業施行期間
平成十四年一月十一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 事業地

三・三・百二号 下河原町東線

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(都市領域都市整備グループ)

公 告

公告第六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人ひなた
- 三 代表者の氏名
木村 裕輔
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市字山崎五十三番地の一 五百測グリーンガーデンC棟百一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県民並びに福島県への観光客に対して、主にフリーペーパーの制作・発行・無料配布による福島県内の地域文化・歴史・民俗の紹介と再発見に関する事業を行い、福島県内における文化的・経済的交流の活性化、県外との経済的交流の活性化、また地域貢献を行う情報媒体の振興に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月十八日
- 二 名称
NPO法人ペンギン村
- 三 代表者の氏名
鶴川 隆夫
- 四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町御前百二番地
定款に記載された目的

この法人は、精神・身体・知的等の障害者に対して、食、住及び自立支援に関する事業を行い、安心して社会参加が出来る生活環境を創造し、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六十八号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社伏見材木店 代表取締役 伏見 俊一
- 二 福島県南相馬市原町区深野字館一三七番地の三
産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南相馬市原町区深野字館地内
- 三 移動式施設として使用する場合、設置等予定地区は特定されない。
産業廃棄物処理施設等の種類
廃プラスチック類の破碎施設兼（移動式）木くずの破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
四七・九二トン毎日（八時間）

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第六十九号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
斎藤運輸工業株式会社 代表取締役 齋藤 達夫
- 二 福島県相馬郡飯舘村白石字町九六番地二
産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南相馬市原町区深野字入龍地内
- 三 移動式施設として使用する場合、設置等予定地区は特定されない。
産業廃棄物処理施設等の種類
（移動式）がれき類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
一、四〇〇トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

福島県病院局

公告第2号

平成19年度福島県病院局育児任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年2月5日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

- 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 登録予定人員
看護 15名程度
助産 2名程度
- 試験期日
平成20年3月9日（日）
- 受験申込受付期間
平成20年2月5日（火）から同年3月3日（月）まで
- 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（管理グループ）

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成20年2月5日

福島県立大野病院長 作山 洋三

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
全身用X線コンピュータ断層撮影装置システム 一式
- 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立大野病院 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98番地の1
- 随意契約の相手方を決定した日

平成20年1月8日

随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号

随意契約に係る契約金額

52,500,000円

特例政令第6条の公告を行った日

平成19年11月20日

随意契約とすることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

（事務部）